

2013年度予算要求の回答書(その3)
今回は、2 医療・福祉の充実を⑪～⑬です。

2 医療・福祉の充実を

- ⑪ 国民健康保険料の減免制度を拡充すること。適正な職員配置により、懇切丁寧な納付指導を行い、資格証の発行を極力抑えること。

減免制度につきましては、保険料の納付が困難となった事情に応じて適正に対処しております。制度の拡充につきましては、広く、公平に保険料を負担していただくことが原則であり、周知に努めながら、当面現行基準で運用してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、資格証明書の発行につきましては、少しでも相談に応じられるよう土曜開庁や夜間臨時窓口の実施など、接触、相談、指導等の機会を設けておりますが、省令で定める公費負担医療費の対象者、災害その他の政令で定める特別の事情がある場合を除き、納付指導にも応じようとせず、連絡のない者等に対しては、納付状況、交渉経過、所得状況などを調査し、国民健康保険被保険者証の返還請求書を発送し、返還を受けた後、負担の公平性を図るために、止むを得ず資格証明書を交付しております。

(国保年金課)

- ⑫ 国民健康保険一部負担金減免制度の周知徹底を行うこと。

国民健康保険における一部負担金減免制度につきましては、保険証の交付時に同封する「国民健康保険ハンドブック」やホームページ等で周知を図っているところでございます。

(国保年金課)

- ⑬ 心身障害者医療費助成制度の年齢・所得制限を撤廃すること。

本市の心身障害者医療費助成制度の年齢及び所得制限につきましては、県と同様とするため、平成21年2月に条例改正を行ったのですが、県の重度障害者医療費助成の補助対象とならない障害程度である、身体障害者手帳3級、療育手帳B1及び精神障害者保健福祉手帳1級の入院費についても医療費助成を行っております。本市といたしましては、現行の助成制度を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。



- ⑭ 障害者の雇用拡大を企業に働きかけ、改正された法定雇用率の達成を求めること。厚木市が率先して障害者雇用に取り組むこと。

本市では、障がい者の雇用促進を図るため、障がい者を雇用した中小事業者に対して障害者雇用奨励交付金事業を実施しており、勤労ニュース、広報あつぎ、市ホームページなどで周知に努めるほか、国の障害者雇用支援月間に合わせて、あつぎビジョンで雇用促進を広く呼び掛けています。

また、公共職業安定所では事業所に対し、直接指導・監督を行っておりますので、今後とも本市の制度と併せ、連携して障がい者の雇用促進を図ってまいります。

厚木市の障がい者雇用につきましては、毎年、障がい者を対象に採用試験を実施しており、引き続き、法定雇用率を下回らないよう障がい者雇用に取り組んでまいります。

(産業振興課、職員課)

- ⑮ 改正障害者自立支援法については、障害者及び関係者の意見を充分くみ上げるよう、国に要請すること。

障害者自立支援法の改正にあたって、国では障がい者団体の関係者がメンバーの半数以上を占める「障がい者制度改革推進会

議」を設置し、障がい当事者の意見を制度設計に取り入れており、平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(総合支援法)」として公布、平成25年4月に施行されることになっております。

(障がい福祉課)

- ⑯ 点字ブロックをより安全、確実な方法で設置し、さらに個所を拡大すること。点字ブロック上に置かれた自転車、看板などは通行の妨げになり、視覚障がい者にとってたいへん危険であることを周知し、速やかに撤去するよう、見回り、指導を行うこと。

通行の妨げとなる置看板等につきましては看板是正パトロールの際に、敷地内に引っ込めるよう指導しております。しかし簡単に出し入れのできるものですので、一旦は除去していただけるものの、また道路上を占拠するといった傾向がありますが、今後も粘り強く是正指導を繰り返してまいります。

(道路管理課)

- ⑰ 精神障害者のためのグループホームの設置を推進すること。

グループホームにつきましては、福祉サービスを提供する事業者が、神奈川県認可を受け設置・運営しており、市内においては年々増加しております。

今後におきましても、各事業者に対し適切な情報提供を行い、地域バランスを考慮したグループホーム事業への新規参入を促進したいと考えております。

(障がい福祉課)

- ⑱ 障害者の自動車ガソリン助成事業については、定量で助成するように改善すること。

自動車ガソリン助成事業につきましては、障がい者への社会参加促進事業として、福祉タクシー利用券と選択制になっており、双方の助成内容の公平性を保つため、1箇月当たりの助成額を同額にしております。

対象となる障がい者の方も年々増加しており、財源にも限りがあることから、本市といたしましては、現行の助成事業を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

- ⑲ 福祉タクシー事業について、一枚の金額を初乗り運賃に引き上げること。

福祉タクシー事業につきましては、初乗り運賃額を含めたタクシー運賃に対して利用できる1枚600円の券を年間で48枚、1箇月当たり4枚を申請月から年度末まで交付しております。

障がい者への社会参加促進事業として、自動車ガソリン購入券と選択制になっており、双方の助成内容の公平性を保つため、1箇月当たりの助成額を同額にしております。

なお、障がい者がタクシーを利用する際は、障害者手帳を提示することによりタクシー運賃の1割の割引が受けられますが、福祉タクシー利用券の交付を受けている障がい者は、障害者手帳による割引と併用して御利用いただいております。

対象となる障がい者の方も年々増加しており、財源にも限りがあることから、本市といたしましては、現行の事業を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

(障がい福祉課)



2月議会報告会を計画してください。
みなさんの地域に伺います。